

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日本トランスシティ株式会社  
代表者名 取締役社長 小 川 謙  
(コード番号 9310 東証・名証 第1部)  
問合せ先 取締役総務部長 安 藤 仁  
(TEL 059-336-5018)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 103 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有化を図ることを目的とした制度です。

##### (2) 本制度の導入条件

当社の役員報酬制度は、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 92 回定時株主総会において、月額 2,500 万円以内とご承認をいただき、今日に至っております。

今般導入する本制度につきましては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において譲渡制限付株式報酬の支給のための報酬枠を別途設定することにつきまして、株主の皆さまからのご承認を得られることを導入の条件といたします。

#### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 60 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、2 事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には 1 事業年度 30 百万円以内（月額換算した場合は、2.5 百万円以内）の支給に相当すると考えております。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分につきましては、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年 25 万株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社

の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式報酬に係る割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、本日付の別途開示のとおり、執行役員制度の導入に伴い新たに選任される当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定です。

以 上